

自治基本条例の概要

(第8章 行政)

自治基本条例(仮称)策定専門部会事務局

今回の勉強箇所

町の理念

理念・原則を受けた制度

制度の担い手の具体化

条例の維持発展の制度

前文

【4/26済】

第1章 総則

- ①目的 ②用語の定義 ③基本理念 ④基本原則

【6/22済】 第2章 情報共有

- ⑤情報の共有 ⑥情報の提供
⑦説明責任 ⑧情報公開
⑨個人情報保護 ⑩町民の意見等
⑪会議の公開

【7/22済】 第3章 町民参加

- ⑫町民参加の基本 ⑬町民参加の対象
⑭町民参加の方法
⑮提出された意見等の取り扱い
⑯審議会等の委員の選任

【8/30済】 第4章 住民投票

- ⑰住民投票
⑱住民投票の請求等

【9/30済】 第5章 町民

- ⑲町民の権利 ⑳町民の役割
㉑事業者の役割

【12/9済】 第7章 議会

- ㉒議会の責務 ㉓議員の責務

(議会運営)

- ㉔町民との情報共有と町民参加
㉕町長等と議会及び議員との関係
㉖自由討議

【1/25】 第8章 行政

- ㉚行政の責務 ㉛町長の責務
㉜就任時の宣誓 ㉝職員の責務

【11/1済】 第6章 協働・コミュニティ

- ㉞協働の推進 ㉟コミュニティ
㊱コミュニティの役割 ㊲町民とコミュニティ
㊳行政とコミュニティ

第9章 行政運営

- ㉞総合計画 ㉟財政運営
㊱行政評価 ㊲行政改革
㊳行政手続 ㊴政策法務
㊵危機管理 ㊶公益通報

第10章 連携・協力

- ㊷町外の人々との連携及び協力 ㊸他の市町村との連携及び協力
㊹国及び北海道との連携及び協力 ㊺国際社会との交流及び連携

第11章 条例の見直し等

- ㊻条例等の見直し ㊼自治推進委員会

【4/26済】

第12章 最高規範 ㊽最高規範

自治基本条例の概要（行政の役割と責務）

行政（執行機関）とは

- ・議会（議決機関）と対立する概念で、自治体の行政事務を管理執行する機関
- ・美瑛町の場合、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会がこれに当たる。



本項目では行政（執行機関）の役割と責務を規定する

「役割」とは

- 1 役目を割り当てること。また、割り当てられた役目。
- 2 社会生活において、その人の地位や職務に応じて期待され、あるいは遂行しているはたらきや役目。

「町民」の章では「役割」と仮置き

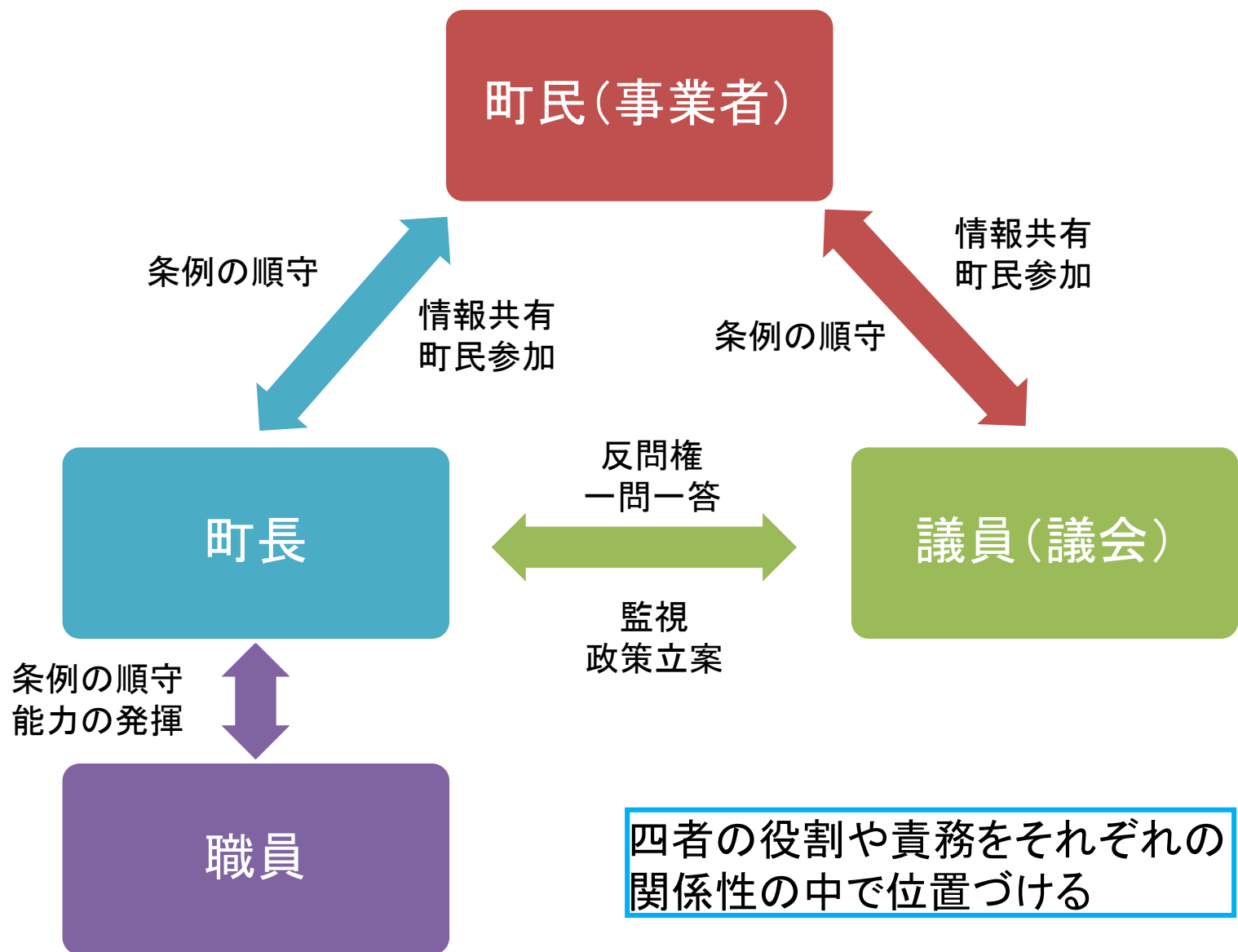
「議会」の章では「役割」と「責務」
の両方を規定

「責務」とは

- 1 責任と義務。また、果たさなければならない務め。

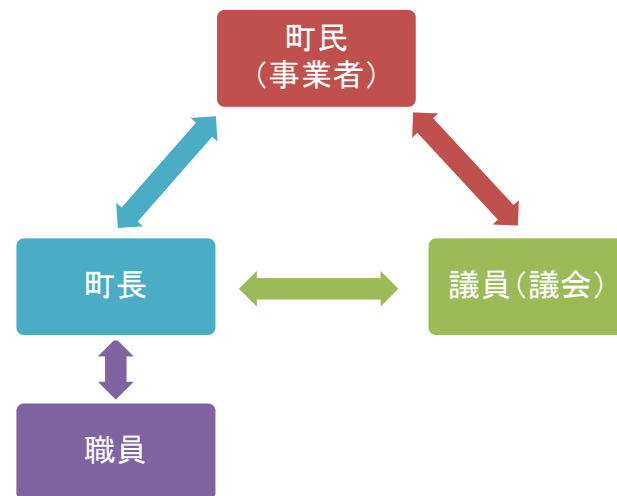
「義務」とは

- 1 人がそれぞれの立場に応じて当然しなければならない務め。
- 2 倫理学で、人が道徳上、普遍的・必然的になすべきこと。
- 3 法律によって人に課せられる拘束。法的義務はつねに権利に対応して存在する。



行政(執行機関)の責務・役割(参考例)

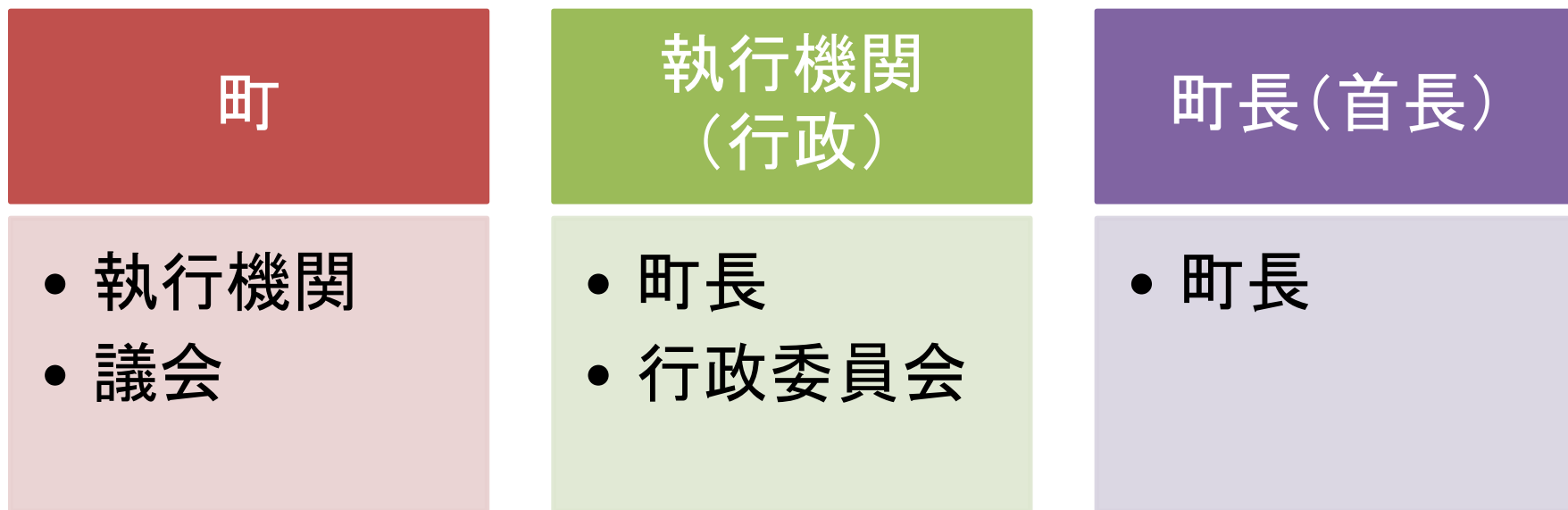
- ①行政事務を自らの判断と責任において、誠実に管理・執行する。
- ②その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行する。



本章で考えるべきポイント

- ①町長やその補助機関である職員、教育委員会等の行政委員会は、まちづくりの重要な担い手である。
- ②時代が変わって、町民主体のまちづくりを進めていく、という新しい考え方になったとしても、組織の重要性は変わらない。
- ③そこで考えるべきなのは、町長等が町民の幸せを実現するために、仕事をしているという基本に立ち戻って、まちづくりの専門家として、町民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを推進できる制度や仕組みを考えることである。

行政(執行機関)の区分



まちづくりにおける行政の役割(責務)は多岐にわたる
行政の役割(責務)を規定する

「行政(執行機関)の責務・役割」の規定例

○町民サービス

- ・町民等の福祉の増進を図る
- ・最小の経費で最大の効果を挙げる
- ・町民等の満足度を高める町政運営に努める

○参加・協働の推進

- ・参加を推進する
- ・企画、実施、評価の各課程において町民が参画できるようにする
- ・参加しやすい環境整備
- ・情報公開・提供
- ・説明する責任
- ・評価を受ける仕組み
- ・公益活動が活発に行われる環境づくり

「行政(執行機関)の責務・役割」の規定例

○総合的・効率的な行政

- ・地域の実情に即した政策を総合的・効果的・効率的に推進する
- ・行政手続きに関し公正の確保と透明性の向上を図る
- ・市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力を図る
- ・組織機構、職員の資質向上

○まちづくりの推進

- ・自主的・自発的な活動を尊重し協働する
- ・まちづくりを推進するため必要な施策を講じる
- ・地域の主体的なまちづくり活動を支援

首長とは

- ・法律または条例等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限を持っている。



本項目では上記のうち、自治の実現にとって重要な項目となる
首長の役割と責務を規定する

「首長の責務・役割」の規定例

○総合的・効率的・適正な行政運営

- ・総合的かつ迅速な行政運営
- ・議会への議案の提出、予算の調製、税の賦課徴収等の事務を管理・執行
- ・誠実・後世に職務遂行に努める
- ・職員を適切に指揮監督する
- ・人材の育成、能力開発
- ・効率的な組織運営、民主的にして能率的な行政運営
- ・行政手続きを明確にするとともに、速やかな処理を行う
- ・中長期的な視点に立った運営責任を行う
- ・公共サービス提供に関し民間との適切な役割分担に努める
- ・市民の信頼と満足度の向上に努める

「首長の責務・役割」の規定例

○情報共有・公開及び参加・協働の推進

- ・市民の知る権利を保障
- ・積極的な行政情報の提供と説明
- ・個人情報に関する情報を適切に取り扱う
- ・参加する権利を保障
- ・参加の機会・条件の整備・充実
- ・市民の意見等を進んで聴く機会を設ける
- ・協働のまちづくりのしくみ
- ・自主・自立のまちづくり
- ・就任時の宣誓

住み良いまち美瑛をみんなで作る条例

条文抜粋

(行政の役割)

第5条 町長は、町政の代表者として町民の信託に応えるため、この条例の趣旨に基づき、まちづくりにおける町民参加の機会の充実及び町民に対する積極的な行政情報の提供と説明に努め、公正かつ誠実に町政の執行に当たらなければなりません。

2 町職員は、全体の奉仕者であることを認識し、地域の課題や町民ニーズに対応できる職務能力の向上に努めるとともに、町民との信頼関係を深め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

職員とは

・行政職員は、地方自治法上は長の補助機関であり、長は「その補助機関たる職員を指揮監督する」とされている。



本項目では、職員が果たす役割の重要性から
自治基本条例に職員の責務や役割を規定する

「職員の責務・役割」の規定例

○職員の心構え

- ・全体の奉仕者・町民本位の立場で
- ・まちづくりの基本理念にのっとり
- ・公正・誠実・能率的に
- ・協働の視点で
- ・全力を挙げて、積極的に
- ・地域の一員
- ・町民の信頼と満足度の向上に努める姿勢を自覚して

「職員の責務・役割」の規定例

○町民との共同・支援

- ・町と町民、町民相互の連携を図る
- ・町民との信頼関係を深める
- ・町民等との共同の視点を持ち協働する
- ・積極的に町民と連携し、まちづくりに取り組む
- ・町民のまちづくり活動の支援、集落担当員として支援する

○政策能力の向上

- ・政策の実現、法的整備、紛争の解決、法令の解釈などの能力や、地方分権時代にあたり自治体の方針を形成していく能力
- ・自ら知識技能の向上に努める
- ・地域の課題に対応する施策を立案し、実現する能力の向上に努める

住み良いまち美瑛をみんなで作る条例

条文抜粋

(行政の役割)

第5条 町長は、町政の代表者として町民の信託に応えるため、この条例の趣旨に基づき、まちづくりにおける町民参加の機会の充実及び町民に対する積極的な行政情報の提供と説明に努め、公正かつ誠実に町政の執行に当たらなければなりません。

2 町職員は、**全体の奉仕者であることを認識し、地域の課題や町民ニーズに対応できる職務能力の向上に努めるとともに、町民との信頼関係を深め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。**

行政（執行機関）の組織・執行体制について

- ・地方自治法では、「市町村長は、条例で必要な部課を設けることができる」と規定している。
- ・本町では、「美瑛町課設置条例」が設けられている。



本項目では、組織や機構が町民ニーズや多様化する課題に
的確に対応できるものであるために、
執行機関の組織、執行体制のあり方に関する基本的考え方を規定する

「行政(執行機関)の組織・執行体制」の規定例

○執行機関の組織・執行体制

- ・簡素で効率的、効率的かつ機動的
- ・町民に分かりやすく機能的
- ・町民ニーズや社会経済状況に柔軟、迅速、的確に対応できること
- ・地域の実情に即した施策を効果的に展開できること
- ・民間能力を活用すること
- ・各分野にまたがる課題等に総合的に展開できること
- ・民間能力を活用すること
- ・各分野にまたがる課題等に総合的に対応できること

○組織・執行体制の見直し

- ・社会経済情勢の変化や多様化する課題に的確に対応するため、組織、機構は不断の見直しが必要である

先例条例条文比較(「行政」箇所抜粋)

「行政」のキーワード 「町長」のキーワード 「職員」のキーワード

| 区分 | 美幌町 | 八雲町 |
|-----|---|---|
| 施行日 | 平成23年4月 | 平成22年4月 |
| 条文 | <p>第8章 行政 (行政の責務)</p> <p>第32条 行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し執行しなければなりません。</p> <p>2 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。</p> <p>3 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。</p> <p>(町長の責務)</p> <p>第33条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。</p> <p>2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>3 町長は、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営を推進しなければなりません。</p> <p>4 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。</p> <p>(就任時の宣誓)</p> <p>第34条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第35条 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、公正かつ適正に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。</p> <p>2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上を図らなければなりません。</p> <p>3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。</p> | <p>第8章 行政 (行政の基本)</p> <p>第34条 行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して行政を執行することを基本とします。</p> <p>2 行政は、情報共有及び町民参加を基本とした透明性の高い行政運営を行わなければなりません。</p> <p>(行政の役割と責務)</p> <p>第35条 行政は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令、規則及びその他の規定に基づく事務を適正に管理し、執行します。</p> <p>2 行政は、自らの判断と責任において、効果的かつ効率的に行政運営を行います。</p> <p>3 行政は、町民との協働を推進し、町民及び議会と力を合わせて事務及び事業を執行します。</p> <p>4 各機関の長は、職員を適正に指揮監督し、簡素で効率的な組織体制の整備に努める責務を有します。</p> <p>(町長の設置)</p> <p>第36条 町民の信託に基づき、八雲町の代表機関として、町長を置きます。</p> <p>(町長の責務)</p> <p>第37条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するため、町民の信託に応え、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。</p> <p>2 町長は、行政執行の代表者として、公正かつ誠実に行政を執行し、町民に対する自らの政治責任を果たす責務を有します。</p> <p>(行政の職員の責務)</p> <p>第38条 行政の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 行政の職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行します。</p> <p>3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに横断的な連携を密にするとともに、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識の習得並びに能力の向上に努めるものとします。</p> |

先例条例条文比較(「行政」箇所抜粋)

「行政」のキーワード 「町長」のキーワード 「職員」のキーワード

| 区分 | 新ひだか町 | 恵庭市 |
|-----|--|--|
| 施行日 | 平成25年1月 | 平成26年1月 |
| 条文 | <p>第7章 行政 (町長の責務)</p> <p>第14条 町長は、町の代表としての自覚を持ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 町長は、町の将来について明確な展望や方針を持ち、これを町民に明らかにするとともに、自らのリーダーシップを最大限に発揮して、まちづくりに取り組みます。</p> <p>3 町長は、町民からの意見、要望等の把握に努めるとともに、これを適正に判断してまちづくりを進めます。</p> <p>4 町長は、職員を指揮監督し、まちづくりを着実に進めるとともに、将来にわたって安定的に行政運営が図られるよう、職員の能力向上に努めます。 (就任時の宣誓)</p> <p>第15条 町長は、就任にあたり、この条例を遵守してまちづくりを進めることを誓います。</p> <p>2 前項の規定による宣誓は、原則として就任後最初の議会において行うこととし、宣誓の方法その他の具体的事項については、町長が別に定めます。 (職員の責務)</p> <p>第16条 職員は、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民の目線で物事を考え、質の高い行政サービスの提供に努めます。</p> <p>2 職員は、自らも地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加し、協働によるまちづくりの実践に努めます。</p> <p>3 職員は、行政の専門職として、職務の遂行に必要な知識の習得及び自己研鑽に努めます。</p> | <p>第4章 市長、執行機関及び職員 (市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、本市の代表として、恵庭の魅力を発信し、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握や市民との合意形成に努め、すべての市民のために市政を運営します。</p> <p>3 市長は、政策の形成に当たっては、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場などを設け、市民が参画できるよう努めなければなりません。</p> <p>4 市長は、職員を指導監督し、行政課題に対処できる優れた人材の育成に努めるとともに、相互に連携できる効率的で効果的な組織運営を行わなければなりません。 (執行機関の責務)</p> <p>第10条 執行機関は、その職務権限に基づき、自らの責任において所管する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければなりません。 (職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努め、管理職員は、その所属する職員を指導し、育成に努めなければなりません。</p> <p>3 職員は、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加するものとします。</p> |

先例条例条文比較(「行政」箇所抜粋)

「行政」のキーワード 「町長」のキーワード 「職員」のキーワード

| 区分 | 東京都武蔵野市 | 余市町 |
|-----|---|---|
| 施行日 | 令和2年8月 | 平成30年4月 |
| 条文 | <p>(市長等の責務)</p> <p>第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。</p> <p>2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。</p> <p>4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。</p> <p>3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない</p> | <p>第4章 町</p> <p>第1節 町の基本事項</p> <p>(町の役割と責務)</p> <p>第13条 町は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行する役割を有します。</p> <p>2 町は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。</p> <p>3 町は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。</p> <p>4 町は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加により、連携協力して透明性の高い町政を執行する責務を有します。</p> <p>(町長の責務)</p> <p>第14条 町長は、この条例の目的達成のため、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。</p> <p>2 町長は、町民の信託に応え、公正かつ誠実に町政を執行し、町民に対し、説明を果たす責務を有します。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第15条 町の職員は、町民が自治の主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 町の職員は、町民との信頼関係を深めるため、町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、まちづくりに積極的に参加するとともに、全力を挙げて職務を遂行する責務を有します。</p> <p>3 町の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに連携を密にするとともに、政策の企画及び立案並びに町民の求めることに的確に対応できるよう創意工夫し、自己研さんする責務を有します。</p> |

先例条例条文比較(「行政」箇所抜粋)

「行政」のキーワード 「町長」のキーワード 「職員」のキーワード

| 区分 | 北見市 | 栗山町 | 新潟県上越市 |
|-----|---|---|---|
| 施行日 | 平成22年12月 | 平成25年4月 | 平成20年3月 |
| 条文 | <p>第5章 市長等 第1節 市長等の役割及び責務 (市長の役割及び責務) 第12条 市長は、この条例の基本理念及び基本原則を尊重し、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。 2 市長は、市民の信託を受けた執行機関の代表者として、市民の意思を把握し、課題に適切に対応するものとする。 (市長以外の執行機関の役割及び責務) 第13条 市長以外の執行機関は、その職務の権限と責任において、所管する事務を公正かつ誠実に執行するものとする。 (職員の役割及び責務) 第14条 職員は、市民の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等の向上に努めるものとする。</p> | <p>第5章 行政 (行政の役割と責務) 第12条 行政は、政策等を適切に執行する役割を果たします。 2 行政は、町政に関する情報を公開し、町民に対し説明責任を果たします。 3 行政は、町民の意見等を尊重した行政運営を行うため、町民の参加機会の充実を図ります。 (町長の役割と責務) 第13条 町長は、栗山町の代表として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上のため、公平、公正かつ誠実に町政を執行する役割を果たします。 2 町長は、自己の研さんに努めるとともに、職員を適切に指揮監督し、効果的な行政運営を行います。 3 町長は、政策課題に的確に対応できる能力を持った職員を育成するとともに、効率的かつ機能的な組織を編成します。 (就任時の宣誓) 第14条 町長は、就任に当たり、この条例の基本理念の実現のため、公平、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓します。 (職員の役割と責務) 第15条 職員は、町民全体の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する役割を果たします。 2 職員は、自己研さんにより職務能力を向上させるとともに、所属を超えて連携を図り、政策課題に迅速かつ的確に対応します。 3 職員は、町民との信頼関係づくりに努めるとともに、町民と連携して職務を遂行します。</p> | <p>第4章 市長等の権限及び責務等 (市長の権限) 第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。 (市長の責務) 第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。 2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。 3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 (市長以外の執行機関の権限) 第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。 (市長以外の執行機関の責務) 第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。 2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。 (市の職員の責務) 第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。</p> |

先例条例条文比較(「行政」箇所抜粋)

「行政」のキーワード 「町長」のキーワード 「職員」のキーワード

| 区分 | 岩見沢市 | むかわ町 |
|-----|---|---|
| 施行日 | 平成27年4月 | 平成25年4月 |
| 条文 | <p>第4章 市長及び職員 (市長の役割と責務)</p> <p>第12条 市長は、自主自立のまちづくりを推進するため、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、市民がまちづくりの主体であることを認識し、市民の意思を反映した市政運営を進めるために必要な制度を充実させなければなりません。</p> <p>3 市長は、市民の信頼に応えるため、地域社会の課題に的確に対応できる能力を持った職員の育成に努めなければなりません。</p> <p>(職員の役割と責務)</p> <p>第13条 職員は、広い視野に立って横断的連携を密にしながら、積極的に市民と連携して職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、地域社会の課題に的確に対応するため、知識、技能等の向上に努めなければなりません。</p> | <p>第8章 行政 (行政の基本)</p> <p>第31条 行政は、この条例の基本理念、基本原則に基づき、協働によるまちづくりを推進するため、情報の共有と町民参加を図り、町民及び議会と連携協力して町政を執行することを基本とします。</p> <p>(行政の役割と責務)</p> <p>第32条 行政は、条例、予算及びその他議会の議決に基づく事務並びに法令等に基づく事務を適正に管理し、執行します。</p> <p>2 行政は自らの判断と責任において、効果的かつ効率的に町政を執行します。</p> <p>(町長の設置)</p> <p>第33条 町民の信託に基づき、法の定めるところにより、むかわ町の代表機関として、町長を置きます。</p> <p>(町長の責務)</p> <p>第34条 町長は、この条例の基本原則を遵守し、基本理念を実現するため、町民の信託に応え、公正かつ誠実にまちづくりを推進する責務を有します。</p> <p>2 町長は、常に職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備する責務を有します。</p> <p>(行政職員の責務)</p> <p>第35条 行政の職員は、この条例の基本理念、基本原則を遵守し、常に町民の視点に立ち、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 行政の職員は、自らも町民の一員であることを認識し、職務を遂行します。</p> <p>3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに職場内の連携を図るとともに、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上に努めます。</p> |

先例条例条文比較(「行政」箇所抜粋)

「行政」のキーワード 「町長」のキーワード 「職員」のキーワード

| 区分 | 石狩市 | 東川町 | 湧別町 |
|-----|---|---|--|
| 施行日 | 平成20年4月 | 平成27年7月 | 平成26年4月 |
| 条文 | <p>第4章 執行機関及び職員 (市長の責務)</p> <p>第10条 市長は、石狩市の代表者として、住民の信託に応えるとともに、執行機関及び市内の公共的団体等がこの条例の趣旨を体現しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な総合調整を適切に行わなければならない。</p> <p>2 市長は、就任に当たり、この条例の趣旨にのっとり職務を遂行することを、公の場において表明しなければならない。 (執行機関の責務)</p> <p>第11条 執行機関は、公正に、誠実に、かつ、透明性の向上が図られるよう市政を執行しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民の意見を積極的に把握し、市政に適切に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。 (市職員の責務)</p> <p>第12条 市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市職員は、市民との協働に積極的に取り組まなければならない。</p> <p>3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。</p> | <p>第5章 町の役割と責務 (町の役割と責務)</p> <p>第14条 町は、町政の執行機関として町民の信頼に応えるため、公平かつ公正で、透明性の高い町政運営に努めます。</p> <p>2 町は、まちづくりの計画や制度等の検討過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。</p> <p>3 町は、町民生活に重要な計画等の策定に当たって、町民の意見を反映させるように努めます。</p> <p>4 町は、審議会等の委員の選任に当たって、公募の委員を加えるように努めます。</p> <p>5 町は、町民の意向及び地域の実情を的確に把握し、町民生活の向上に努めるとともに、町に対して地域自治振興会等から提言があった場合は、町財政の事情を考慮しつつ、その実現に努めます。</p> <p>6 町は、中長期的な視点に立って、健全な財政運営に努めます。 (町長の役割と責務)</p> <p>第15条 町長は、町政の代表者として、町政が町民の信託に基づくものであることを深く認識し、町民の意思を尊重するとともに、この条例を誠実に守って、公平かつ公正で民主的な町政運営を行います。</p> <p>2 町長は、町の職員(次条において「職員」という。)を適切に指揮監督するとともに、町政の課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めます。 (職員の役割と責務)</p> <p>第16条 職員は、町民に信頼される町政運営を支える役割があることを深く認識し、この条例を誠実に守って、全体の奉仕者として町民の視点に立って効率的に職務を行います。</p> <p>2 職員は、職務の遂行にあたり、必要な能力を高めるよう自己研鑽に努めます。</p> <p>3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識して、町民との信頼関係づくりに努めます。</p> | <p>第8章 行政機関 (行政機関の責務)</p> <p>第32条 行政機関は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を適正に管理し執行しなければならない。</p> <p>2 行政機関は、情報共有と町民参加を進め、広く町民の意思を反映して、事務及び事業を執行しなければならない。</p> <p>3 行政機関は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければならない。</p> <p>(町長の責務)</p> <p>第33条 町長は、行政の最高責任者として、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 町長は、長期的な展望に立って、健全な自治体運営を推進しなければならない。</p> <p>3 町長は、職員を適切に指揮監督し、効率的な組織体制を整備しなければならない。</p> <p>4 町長は、町民の意向や政策課題に的確に対応できる能力を持った職員を育成するとともに、その能力を公正に評価し、士気高揚を図らなければならない。</p> <p>(町長の就任時の宣誓)</p> <p>第34条 町長は、就任に当たっては、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 (行政機関の職員の責務)</p> <p>第35条 行政機関の職員(以下「職員」といいます。)は、町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、町民の視点に立ち、自らも地域の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応できる能力の向上を図らなければならない。</p> <p>4 職員は、お互いに横断的な連携を密にし、一体となって職務を遂行しなければならない。</p> |

先例条例条文比較(「行政」箇所抜粋)

「行政」のキーワード 「町長」のキーワード 「職員」のキーワード

| 区分 | ニセコ町 |
|-----|---|
| 施行日 | 平成13年4月 |
| 条文 | <p>第7章 町の役割と責務 (町長の責務)</p> <p>第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。 (就任時の宣誓)</p> <p>第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。 (執行機関の責務)</p> <p>第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。 (政策法務の推進)</p> <p>第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。 (危機管理体制の確立)</p> <p>第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理の体制の確立に努めなければならない。 2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。 (組織)</p> <p>第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (審議会等の参加及び構成)</p> <p>第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。 (意見・要望・苦情等への応答義務等)</p> <p>第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。 (意見・要望・苦情等への対応のための機関)</p> <p>第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。 (行政手続の法制化)</p> <p>第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。 (法令の遵守)</p> <p>第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。</p> |

■ 論点のポイント

- ☑論点1 「行政(執行機関)」の責務(役割)を規定するか
 - ☑論点1-2 責務(役割)をどこまで規定するか
- ☑論点2 「町長」の責務(役割)を規定するか
 - ☑論点2-2 責務(役割)をどこまで規定するか
 - ☑論点2-3 就任時の宣誓を規定するか
- ☑論点3 「職員」の責務(役割)を規定するか
 - ☑論点3-2 責務(役割)をどこまで規定するか
- ☑論点4 「行政(執行機関)」の組織・執行体制を規定するか
- ☑論点5 その他の具体的な規定を設けるか